

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月28日
【会社名】	株式会社ザッパラス
【英訳名】	ZAPPALLAS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03(5656)2758(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ担当 小林 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03(5656)2758(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ担当 小林 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年7月26日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年7月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額63,662,500円
- ロ 効力発生日
平成29年7月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧定款	新定款
第1章 総則 第1条(商号) (条文省略)	第1章 総則 第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) (条文省略)	第2条(目的) (現行どおり)
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。
第4条(機関) 当社は、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条(機関) 当社は、 <u>株主総会及び取締役のほか</u> 、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条(公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。 <u>ただし</u> 、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第5条(公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。 <u>但し</u> 、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株式 第6条~第9条 (条文省略)	第2章 株式 第6条~第9条 (現行どおり)
第10条(株主名簿管理人) (条文省略)	第10条(株主名簿管理人) (現行どおり)
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役の決議によって定める。</u> (条文省略)	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u> (現行どおり)

旧定款	新定款
<p>第11条（株式取扱規程） 当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条（員数） 当社は、10名以内の取締役を置く。 (新設)</p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 (条文省略) (条文省略) (新設)</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） (条文省略)</p>	<p>第11条（株式取扱規程） 当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条（員数） 当社は、10名以内の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）を置く。 <u>2 当社は、5名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。<u>但し、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して選任する。</u> (現行どおり) (現行どおり)</p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） (現行どおり)</p>

旧定款	新定款
<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） （条文省略）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条（執行役員） 当社は、取締役のほか、取締役会の決議により、執行役員をおくことができる。</p> <p>2 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に 対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ない いで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議方法） （現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条（執行役員） 当社は、取締役のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により、執行役員をおくことができる。</p> <p>2 執行役員に関する事項は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める執行役員規程による。</p>

旧定款	新定款
<p><u>第5章 監査役</u> <u>第32条(員数)</u> <u>当社の監査役は3名以上とする。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第33条(選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> <u>3 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条(任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条(常勤の監査役)</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条(監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条(監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第39条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

旧定款	新定款
<p>第40条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第41条（監査役の実任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>	
<p>（新設）</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>（新設）</p>	<p>第33条（監査等委員会の招集通知）</p>
	<p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
	<p>第34条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第42条（選任及び任期）</p>	<p>第35条（選任及び任期）</p>
<p>（条文省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第43条（報酬等）</p>	<p>第36条（報酬等）</p>
<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第44条～第47条</p>	<p>第37条～第40条</p>
<p>（条文省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則</p>
	<p>（監査役の実任免除に関する経過措置） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
川嶋真理氏、小楠裕彦氏、小林真人氏及び美澤臣一氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
佐々木宣氏、井上昌治氏及び谷間真氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
後藤員久氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とするものであります。
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	69,198	6,373	0	（注）1	（87.06%）
第2号議案	74,955	616	0	（注）2	（94.30%）
第3号議案				（注）3	
川嶋 真理	68,212	7,359	0		（85.82%）
小楠 裕彦	69,442	6,129	0		（87.37%）
小林 真人	69,459	6,112	0		（87.39%）
美澤 臣一	70,179	5,392	0		（88.29%）
第4号議案				（注）3	
佐々木 宣	74,562	1,008	0		（93.80%）
井上 昌治	61,064	14,506	0		（76.83%）
谷間 真	60,193	15,377	0		（75.73%）
第5号議案				（注）3	
後藤 員久	73,928	1,643	0		（93.01%）
第6号議案	74,143	1,428	0	（注）1	（93.28%）
第7号議案	74,166	1,405	0	（注）1	（93.31%）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上